

第 10 回アイヌ政策推進会議 政策推進作業部会報告

平成 30 年 5 月 14 日

第 1 民族共生象徴空間の具体化の加速

昨年 5 月に開催された第 9 回アイヌ政策推進会議以降、「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針について」(平成 26 年 6 月 13 日閣議決定、平成 29 年 6 月 27 日一部変更)(以下「民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針」という。)等を踏まえ、管理運営の基本的な考え方、開業準備活動の内容等について検討を進めてきた。

今後、以下の方向に沿って、平成 32 年 4 月 24 日の民族共生象徴空間の一般公開に向け、関係機関が一体となって本格的に準備活動を推進するとともに、必要な体制を構築していく必要がある。

また、民族共生象徴空間は、アイヌの人々による歴史・伝統・文化等の継承・創造の拠点という意義も有することも踏まえつつ、外部又は内部からアドバイザーとして協力してもらいたい人材、各地域におけるコーディネーター、研究教育的指導者として協力を得たい人材、次代の伝承主体として育成したい人材その他協力が得られる人材について、民族共生象徴空間の活動に加わってもらう体制を整える必要がある。その際、民族共生象徴空間と各地域との連携について十分留意する必要がある。

I 管理運営の基本的な考え方等について

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 民族共生象徴空間の管理運営の具体化に当たっては、
 - ① 民族共生象徴空間がアイヌ文化の復興・創造及び国民理解の促進を図る拠点として機能するよう、施設整備と一体となって進めること
 - ② 文化伝承・人材育成等において、民族共生象徴空間と各地域の活動が連携し、相乗効果を楽しむためのネットワークを確立すること等を基本とする。

(2) 管理運営に係る検討事項

- 多様な機能発揮のために、国からの委託等により民族共生象徴空間を一体的に運営することや、料金収入等を安定的な自主財源として活用

し、積極的・自立的な事業を展開すること等を基本的な考え方として準備を進める。

- 平成 30 年夏頃までに、国及び運営主体を中心に、民族共生象徴空間の営業日・営業時間、料金体系・料金徴収方法、飲食・物販事業等の在り方について検討・整理を進め、体験交流プログラム策定等の各種準備活動や修学旅行の誘致活動等との連携を図る必要がある。
- 上記の管理運営を実現するため、コンセッション方式の導入の可能性についての検討も含め、必要な準備を進めるべきである。

(3) 運営主体及び運営協議会

- 運営主体である公益財団法人アイヌ民族文化財団（平成 30 年 4 月 1 日に公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構と一般財団法人アイヌ民族博物館が合併し発足）が中心となり、関係機関と連携して開業準備活動を推進すべきである。
- 民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針において、「象徴空間の一般公開までに、運営協議会を活用しつつ、象徴空間の運営方針の策定、運営主体の業務実績の評価その他の象徴空間の適切かつ効率的な運営を確保するために必要な仕組みを構築すること」とされていることや関係者に多様な意見があることから、運営協議会の役割、構成員等の詳細について、国と運営主体の間で調整し、民族共生象徴空間の一般公開までに構築する必要がある。

II 整備の進捗状況

(1) 中核区域

国立アイヌ民族博物館については、「国立のアイヌ文化博物館（仮称）基本計画」及び「国立アイヌ民族博物館展示計画」に基づき、建物及び展示の実施設計を行い、平成 30 年 2 月から工事に着手した。

国立民族共生公園については、既に造成工事等が進められているが、体験交流施設、工房、広場、エントランスの施設配置に当たり、ポロト湖から自然休養林等の山々につながる一連の自然景観を効果的に取り入れながら利用動線や柔軟な運営、効果的な管理の視点を入れたものとして、全体基本設計を取りまとめている。

これらの施設整備に当たっては、アイヌの精神文化や自然観を尊重しつつ、来訪者にアイヌの文化や世界観が強く印象付けられ、再度来園したくなるようにデザインを工夫すること等が重要であり、これらを踏まえて国立民族共生公園においては、「体験型のフィールドミュージアム」の

具体化を図るべきである。

その際、伝統的なコタンの再現エリアにおいては、伝統的な外観及び素材の活用に可能な限り配慮しつつ、チセに入室する利用者等の安全性の確保に最大限取り組むことが求められる。

(2) 慰霊施設

慰霊施設に関しては、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現に向けて、第8回アイヌ政策推進会議で了承された整備方針等を踏まえた各施設の具体的な在り方に基づき、ポロト湖東側（白老町字白老）の太平洋を望む高台に、平成31年秋頃の完成を目指し、着実な整備に努めるべきである。

また、慰霊施設の整備に併せて、アイヌ遺骨等の返還、集約等の取組を加速すべきである。

Ⅲ 開業準備活動等について

民族共生象徴空間の中核区域で提供する体験交流活動等の具体化に向けて、平成30年度以降、以下の開業準備活動を推進する。その際、関係機関は、経済界等の取組と連携し、効果的なプロモーション活動や、ボランティアの人材育成等を行うべきである。

また、民族共生象徴空間の運営に携わる職員の知識や技能の向上を図るため、職員向けの研修を実施する必要がある。

なお、開業前年度の平成31年度中には、中核区域においてリハーサル等が実施可能となるよう、開業準備活動の内容・時期を考慮した施設整備の推進が必要である。

(1) 体験交流活動等の具体化に向けた開業準備活動

○ 国立アイヌ民族博物館の開館準備

- ・ 展示計画に基づく展示の準備
- ・ 教育プログラムの検討
- ・ 展示に用いるアイヌ語方言・アイヌ語表記の方法等に関する検討
- ・ 博物館ネットワークの構築に向けた北海道内の関係博物館等で構成する準備会議の開催 等

○ アイヌ伝統芸能上演プログラムの運営準備

- ・ 17保存会等との連携による上演演目の選定
- ・ 舞踊の動線や上演シナリオの検討
- ・ 演出映像や音響技術の検討、機材の選定及び調達

- ・ 上演に際する外国人向け多言語解説手法の検討
 - ・ 上演衣装及び舞台展示工芸品の製作 等
- 各体験交流プログラム※の運営準備
- ・ 各プログラム内容の具体化、進行マニュアルの作成
 - ・ 運営に必要な材料や機材の調達計画の検討
 - ・ 運営体制や人材の検討及び人材確保に向けた調整
 - ・ 各体験交流施設における展示工芸品の製作 等
- ※ 想定されるプログラム例
- 「ムックリ製作・演奏」、「子供向け体験（キッズプログラム）」、「伝統料理調理・試食」、「アイヌ文様刺繍・彫刻」、「伝統儀礼」、「口承文芸」、「チセ（伝統家屋）を用いた各種対話型プログラム（テーマ：漁労、狩猟、植物利活用、伝統衣）」 等
- 年間来場者 100 万人の実現に必要な機能等の検討
- ・ 飲食物販運営方策、収益事業の検討
 - ・ 団体客集中時等の動線の検討
 - ・ 各体験プログラム実施上の安全確保方策の検討
 - ・ 接客研修の検討及び接客マニュアルの作成
 - ・ 園内情報案内システム、多言語ガイドシステムの導入方策検討 等
- 広報及び誘客促進、地域間交流活動企画
- ・ ポスター及びリーフレットの作成
 - ・ ホームページの企画及び作成
 - ・ 旅行会社等への誘客促進活動
 - ・ 出張公演等を機会とした各種PR活動
 - ・ 開業後の国内地域との交流活動の企画検討
 - ・ 開業後の海外先住民族との交流活動の企画検討 等

（2）愛称等の設定

愛称等については、第8回アイヌ政策推進会議（平成28年5月）で了承された政策推進作業部会報告において、アイヌ語等の愛称を公募し、開業の約半年前を目途に決定する必要がある等と提言したところであるが、地元地方公共団体や経済界から、わかりやすい愛称等を前倒しして設定し機運の醸成を図るべきとの意見等が寄せられていることから、以下の方向で愛称等の設定を進めるべきである。

- 検討する愛称等は、「アイヌ語等の愛称」、「通称」及び「ロゴマーク」とし、設定対象は、「民族共生象徴空間全体」とする。あわせて、「国立アイヌ民族博物館」についても検討を行う。
- 民族共生象徴空間開業 500 日前（平成 30 年 12 月 11 日）に予定されるイベントを目途に決定及び公表する。
- アイヌ語等の愛称の候補案を複数提案・公表し、全国からの投票で決定する。
- 選考委員会の設置・運営等の選考プロセスの詳細については、国、運営主体等の中で調整する。

IV アイヌ文化復興に向けたネットワークの構築

アイヌ文化の復興、国民理解の促進等に際しては、ナショナルセンターとしての民族共生象徴空間の取組と、各地域におけるアイヌ文化の伝承、人材育成等に関する取組や、地方公共団体、経済界等による地域振興、観光振興等の取組との連携を併せて推進することにより相乗効果を高めていくことが極めて重要である。

このため、後述のアイヌ政策の総合的な検討と連動させて、アイヌ文化伝承活動等が盛んな地域と民族共生象徴空間との連携について、関係者の理解促進を図り、それらを核としたアイヌ文化復興等に関する取組の全国的な拡大とそのネットワーク化に取り組むべきである。

また、中核区域の機能と連携して、体験交流プログラムの展開を念頭に置いたポロト森林地区、ポロト周辺河川地区、ポント沼地区等の関連区域の整備や白老駅及び同駅周辺の整備を関係者が協力して行う必要がある。

北海道や経済界からなる「民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワーク」では、様々な主体が参加した具体的な取組を推進するほか、国、地方公共団体、関係団体、経済界等が協力し、道外企業にも協力を働きかける等により、PR活動等による機運醸成や誘客促進に努めるべきである。

V 遺骨の返還・集約等

アイヌ遺骨等の返還、集約等に関しては、民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針を踏まえ、着実に進めるべきである。

特に、慰霊施設の整備スケジュールに一定の目途が立ったことから、慰霊施設の整備に併せて、返還、集約等について、関係者の理解及び協力の下、具体的な手続を進めていく必要がある。

(1) 大学が保管しているアイヌ遺骨等

① 出土地域のアイヌ関係団体への返還

○ 地域のアイヌ関係団体など祭祀承継者以外の者への返還については、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成25年6月14日政策推進作業部会）の中で、国において早急に検討すべき課題とされたことや、昨今のアイヌ遺骨等の返還に係る社会情勢等を踏まえ、アイヌの人々への意見聴取や政策推進作業部会等で継続的に議論等を進めてきた。今後は、民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針において、アイヌ遺骨等の集約については、「象徴空間の一般公開に先立ちできる限り早期に行うものとする」とされていることに十分留意しつつ、慰霊施設の整備に併せて、地域のアイヌ関係団体への返還について、具体的な手続等を進めていく必要がある。

○ 大学が保管しているアイヌ遺骨等のうち、出土地域が明らかなものについては、関係者の理解及び協力の下、その出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域のアイヌ関係団体」という。）からの求めに応じて、出土地域への返還（以下「地域返還」という。）に可能な限り努める必要がある。なお、文化財として認められているアイヌ遺骨等の取扱いについては、引き続き検討を進める必要がある。

そのため、以下の基本的な方針の下、国はガイドラインを策定し、その手続を早期に具体化し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るべきである。

- ・ 関係者の理解及び協力の下、地域返還に係る情報及び手続の公表（以下「情報公開」という。）の後、出土地域のアイヌ関係団体からの求めに応じて、アイヌ遺骨等を出土地域に返還する。
- ・ 出土地域のアイヌ関係団体は、出土地域に居住する複数のアイヌの人々によって構成される団体とし、既存団体に限らず、法人格の有無は問わないことを基本とする。なお、かつて出土地域に居住していた等、出土地域に縁のあるアイヌの人々の参画も可とする。
- ・ 複数の出土地域のアイヌ関係団体から、地域返還の求めがあった場合や、地域返還を希望しない旨の求めがあった場合は、関係者による話し合いによって解決することを原則とする。
- ・ 地域返還を受けた出土地域のアイヌ関係団体は、出土地域等において、確実な慰霊等を行う。
- ・ 情報公開から6か月間地域返還の求めがない等、アイヌの人々に

直ちに返還できないアイヌ遺骨等については、慰霊施設に集約することとする。なお、慰霊施設集約後も返還の求めは可能とする。

- なお、アイヌ遺骨等の集約、返還等の取組は、関係者の理解及び協力なくしては実現できないが、昨今のアイヌ遺骨等の返還に係る社会情勢やアイヌの人々の意見等、様々な周辺状況を鑑みると、現時点において、これらの関係者が地域返還を検討又は実施する際における実務上の指針を、国として示す意義があると考えられる。ガイドラインは、かかる観点から作られるものであり、その性格を踏まえれば、関係者が状況に応じて地域返還の実施について個別の判断等を行うことを妨げるものではない。
- かつて出土地域に居住していた等、出土地域に縁のあるアイヌの人々のみで構成されるアイヌ関係団体については、返還希望の有無も踏まえつつ、引き続き検討を進める必要がある。

② その他

- 大学が保管するアイヌ遺骨等に関する地域返還以外の諸課題については、関係者間で検討を引き続き進めるべきである。
- 大学が保管する個人が特定されたアイヌ遺骨（特定遺骨）等については返還手続を、個人が特定されていないアイヌ遺骨等については一体化作業を引き続き着実に進めるべきである。

(2) 博物館等が保管するアイヌ遺骨等

- 博物館等が保管するアイヌ遺骨等については、保管に至った経緯、大学が保管するアイヌ遺骨等の取扱い、アイヌの人々、地元地方公共団体や博物館等の様々な意向等も踏まえつつ、慰霊施設の整備に併せて、今後の取扱いについての検討を加速する必要がある。

(3) 海外の機関等が保管していることが判明したアイヌ遺骨等

- 海外の機関等が保管していることが判明したアイヌ遺骨等については、引き続き我が国への引渡しに向けた諸課題の検討を進めるとともに、早期に引渡し可能なものについては、相手機関等との調整を速やかに進めるべきである。なお、慰霊施設の整備に併せて、受入体制についての検討を進める必要がある。

(4) アイヌ遺骨等を用いた調査・研究

- 今後のアイヌ遺骨等を用いた調査・研究の在り方については、平成

29年4月に「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」において、「最終報告」が取りまとめられた。この「最終報告」を踏まえ、アイヌの人々と研究者が合同で設置する委員会で、研究の立案や実施が適切であるかどうか審査が行われるよう、引き続き、関係者間で検討を着実に進める必要がある。

第2 政策の総合的な検討

I 基本的な考え方

- 平成29年度には、固定観念や先入観を取り払い、アイヌの人々に寄り添った先住民族政策を再構築する観点から、北海道が「平成29年度北海道アイヌ生活実態調査」を実施するとともに、内閣官房は、公益社団法人北海道アイヌ協会及び北海道の協力の下、北海道内外に居住するアイヌの人々から、直接意見を聴取する等、現状や真のニーズの把握を実施してきた。

今後は、これらで把握した現状を踏まえ、民族共生象徴空間における取組とも連動して、現行施策の改善方策を含めて幅広くアイヌ政策を検討していくとともに、その中で法的措置の必要性についても総合的に検討すべきである。

II 現状

(1) 北海道内外のアイヌの人々との意見交換等

- 内閣官房は、北海道及び公益社団法人北海道アイヌ協会の協力の下、北海道内外において、地域説明会を12回開催し、参加者は延べ286名（男性168名、女性118名）で、様々な世代のアイヌの人々からの参加を得た。地域説明会では、政府のこれまでの取組状況や現時点における今後の施策の方針等を説明し、出席者全員による意見交換及び個人面談をすることができるブースを設けて、意見を聴取した。

また、「多様な参画の確保方策検討部会」を通じて得られた若者の意見やアイヌ関係団体との意見交換を通じて得られた内容を、併せて整理・分析した。

- 内閣官房は、これまで厚生労働省が実施してきた電話相談等（平成25年度セーフティーネット支援対策等事業費補助金「アイヌの人々に対する相談のあり方に関する調査研究事業」、平成26年度セーフティーネット支援対策事業「アイヌの人々に対する相談についての全国的見地からの施策の展開に関する調査研究事業」、平成28年度生活相談

充実事業「全国のアイヌの人々のための電話相談」に寄せられた個別意見について、整理を行った（3か年、延べ1,335件）。

- 意見の傾向としては、
 - ・ 国のみならず、地方公共団体や関係団体に対するものも含め、多岐にわたる。
 - ・ 現在、北海道を中心に実施している生活向上や文化振興施策の充実を求めるものが多い。
 - ・ その他、民族共生象徴空間の運営方法やアイヌ遺骨等の取扱いに関するものもあった。
 - ・ 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨に則した取組の実施を求めるものもあった。
- 多くの意見が寄せられたが、一つの問題に対して意見が概ね一致しているものや、年齢、地域、個別の考え方等により、意見が大きく異なるものなど様々であった。

（2）地方公共団体のアイヌ政策担当との意見交換

- 内閣官房は、北海道内の地方公共団体のアイヌ政策担当との意見交換を実施した。
- 地方公共団体によってアイヌ政策への関わりに濃淡があり、例えば、組織を見ても、専担組織があるところから市民・福祉担当組織の一係に過ぎないところまで差がある。また、アイヌ施策の実施されていない空白地帯の地方公共団体には、担当そのものも存在しないという現状があった。
- 地方公共団体の議会の場において、アイヌ政策や関係団体に批判的な質問、主張がなされることもあり、行政側が慎重な事務運営を行う一因ともなっているものと思われる。

Ⅲ 今後の方針

- 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の関連条項を参照し、先住民族に関する基本的事項を整理し、アイヌ政策が従来福祉政策の一部から地域振興、産業振興、国際交流等を含めた幅広い取組となるよう、立法措置について検討を加速すべきである。

特に、意見聴取を踏まえて検討される施策や民族共生象徴空間の取組等、それぞれの施策が最も効果的で実現可能性の高い方策により実施されるよう、推進力となる総合的な立法措置を検討する必要がある。

なお、その際に、アイヌの人々の中に、様々な考え方があることにも

留意する必要がある。

- 「平成 29 年度北海道アイヌ生活実態調査」や国による意見聴取結果等を踏まえつつ、国と北海道、市町村やアイヌ関係団体等が、問題意識を共有し、現在実施している施策の改善方策を含め、今後の方向性について検討を行う必要がある。
- これまでのアイヌ文化振興施策におけるアイヌ語の振興、イオル再生事業等の成果を検証し、民族共生象徴空間関連事業との関係を整理して、アイヌ文化復興等に向けた取組を推進すべきである。

第3 国民理解と国際交流の促進

- 「イランカラプテ」キャンペーンについては、「第1回イランカラプテ音楽祭 in 阿寒湖」の開催やキャンペーンソングである「イランカラプテ～君に逢えてよかった～」のカラオケ配信、アイヌ語によるバスの車内案内の実施等、取組の裾野が拡がりつつあるが、今後は、民族共生象徴空間のプロモーション事業等との連動を図る等により、一層の効果の発現を期待する。
また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や民族共生象徴空間の一般公開に向け、民間企業等と連携しながら、新千歳空港を始めとする北海道のゲートウェイとなる主要施設において、アイヌの文化や世界観が強く印象付けられるよう、展示等の更なる充実を図る等、アイヌ文化を核にした地方創生・観光振興・国際親善を一体的に推進する方策を検討し、幅広い取組によりアイヌ文化等への理解促進へとつなげていくことが重要である。
- さらに、国際観光や国際親善に寄与するため、昨年11月にマオリの人々とアイヌの人々による国際シンポジウムが開催されたところであるが、先住民族の交流の場としても期待される民族共生象徴空間の一般公開に向けて、引き続き、先住民族間の交流や国際的な協力関係の構築を図っていくことが重要である。
- 民族共生象徴空間の一般公開に向けて広域的な観光マネジメント体制を構築するため、平成29年度には観光需要の分析や他の観光地との連携の検討、動画「FEEL KAMUY」¹の制作・試行的発信など、プロモーション等の本格展開に向けた調査が行われたところである。今後、一層の国民理解の促進や、民族共生象徴空間の年間来場者100万人の達成に向けて、北海道外、海外等に対するプロモーションの更なる充実強化を図るべきである。

¹ <https://www.youtube.com/channel/UCMzEI-s1HBtCodCVnvTs8QA>

- 学校教育におけるアイヌに関する教育の充実に向けた取組の一環として、平成 29 年 3 月の小・中学校学習指導要領の改訂等に伴う新しい教科書におけるアイヌに関する記述の充実を図るため、小・中学校用教科書発行者を対象とした説明会を開催したところであり、引き続き平成 30 年 3 月の高等学校学習指導要領の改訂等を踏まえ、高等学校の教科書発行者向けの説明会を開催する必要がある。さらに、教育現場等における研修の充実等、教員に対する理解促進に向けた取組に具体的に着手することが重要である。

(以上)